（生活介護・自立訓練の指定申請について）

１．はじめに

指定障害福祉サービス事業を提供する事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第２９条第１項の規定に基づき、都知事の指定を受ける必要があります。（なお、平成２７年４月１日付で八王子市が中核市に移行することに伴い、同日より後に新たに八王子市内で指定障害福祉サービス事業所を立ち上げる場合には、八王子市長の指定を受ける必要があります。）

指定を受けるには、障害者総合支援法及び同法に基づく基準を満たす必要があるとともに、同法以外の建築基準法や消防法等の関連法令の遵守も必要です。指定を受けることにより、支給決定を受けた障害者へサービスを提供した場合に、報酬基準に基づいた自立支援給付費の支給を受けることができます。

２．指定の要件について

指定を受けるための要件は障害者総合支援法第３６条に基づき、概ね以下の通りです。

① 法人格を有すること（※）…第３項第１号
② 事業所又は施設の指定基準を満たすこと…第３項第３号
③ 適正な運営が見込めること…第３項第２号、第３号

※ 障害者総合支援法第３６条（指定障害福祉サービス事業者の指定）については、P10 に詳細を掲載しておりますので、参照してください。

３．指定申請のスケジュール

新規指定を受けるためには、申請書類提出の前に上記２．②③等を確認するための指定協議（来庁による指定相談）が必要です。なお、指定協議を開始するためには、まず指定協議説明会への出席が要件となります。また、申請書類は指定日の前々月の末日までに提出する必要があります。（説明会出席から指定まで、最短で４か月を要します。）たとえば、４月１日指定の場合、１２月の説明会出席後、１２月末日までに必要書類を提出、１月から指定相談を開始し１月末までに事業計画書を完成し、２月末日までに不備なく指定申請書類を提出し、３月中の現地確認を経て、基準を満たしていることが確認できれば、４月１日指定とします。なお、次頁の図のとおり、指定申請をする前の準備として、法人格の取得や指定協議事前調査シート・事業計画書（案）等の提出が必要になりますので、ご留意ください。

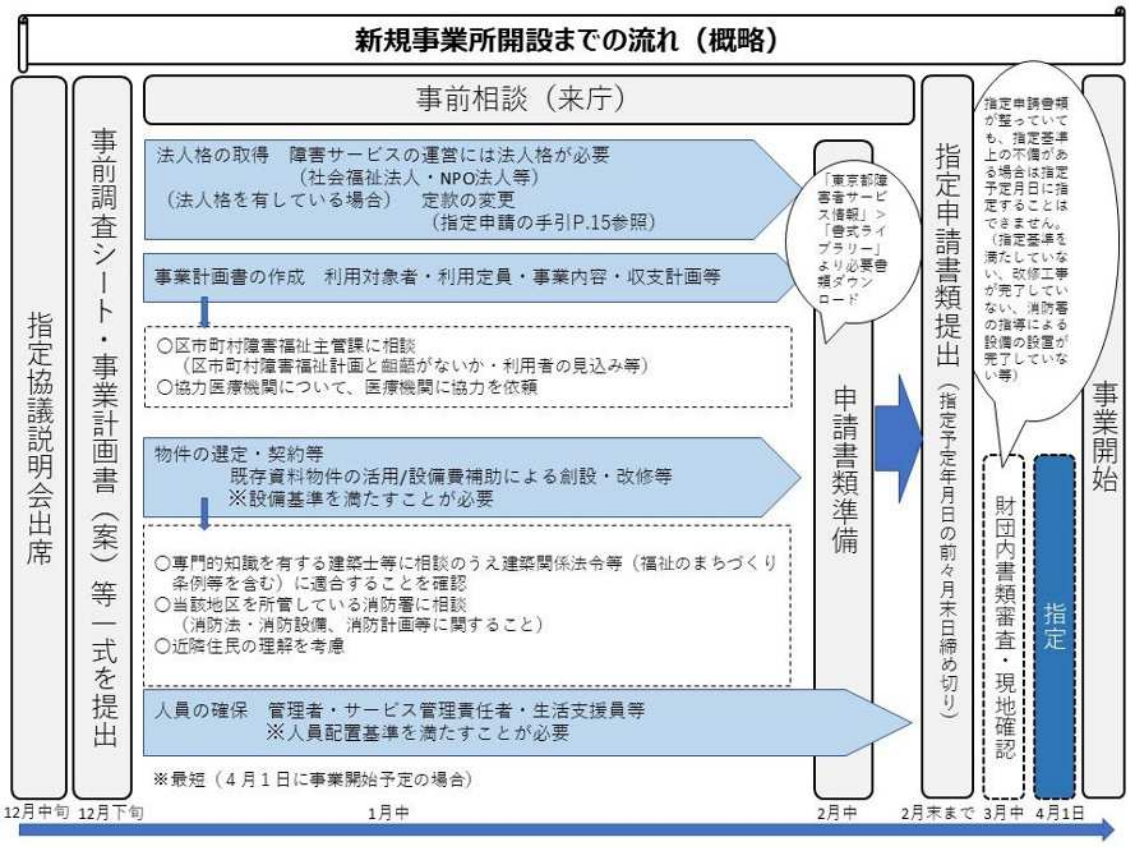

※「東京都障害者サービス情報」は下記のURLからご参照ください。
https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/

◆　指定相談について

《指定協議説明会について》

指定相談を開始するためには、「指定協議説明会」（年６回の開催）への出席（事業所の管理者）が必要です。申込方法等、説明会の詳細については、上記「東京都障害者サービス情報」にてご案内しています。

《指定相談にあたって》

・実施地区（区市町村）の障害福祉主管課へ新規立ち上げのご相談をお願いいたします。
→各区市町村で策定している「障害福祉計画」との兼ね合いや、実施地区における利用者のニーズ等を確認してください。
・物件の見通しが立っている場合には、専門的知識を有する建築士等に相談のうえ建築関係法令等（福祉のまちづくり条例等を含む）に適合することを確認してください。
→「障害福祉サービス」を実施する場合、事業所面積によっては建築基準法上の「用途変更」の手続きが必要になる場合があります。「用途変更」をする場合、「バリアフリー条例」が適用され、だれでもトイレ等の設置が必要になることがあります。
・また、物件について、消防署にも平面図を持参のうえ、消防法令等に適合したものかを確認してください。
→物件によっては、スプリンクラーや自動火災報知機等の設置が必要になる場合があります。

・事業内容によっては、保健所の許可や確認が必要な場合があります。適宜、関係機関へご相談をお願いいたします。（例：食品の製造販売、食事の提供をする場合等）

【注意事項】
物件については、契約後に設備要件の不備が判明する等の事態を未然に防ぐため、必ず契約前にご相談ください。改修工事の場合も同様に、着工前にご相談ください。**なお、昭和 56 年 6 月 1 日に施行された建築基準法に基づく耐震基準（新耐震基準）を満たしている物件でなければ指定を受けることはできません。**

《事前調査シート、図面及び事業計画書（案）の提出について》

・４月１日指定を受ける場合は、12 月末までにメールでご提出いただく必要があります。
・事業計画書の詳しい書き方は説明会動画をご確認ください。

《事業計画書の来訪相談について》

・来訪相談開始希望月の前月２４日（２４日が閉庁日の場合、直前の開庁日まで）までに事業計画書及び動画内で御案内する添付書類を御提出いただき、来庁開始希望月の前月中に来訪相談予約の連絡を受けた場合、来庁開始希望月からの相談が可能です。日程は東京都福祉保健財団と個別に調整してください。
例）来庁開始希望月が６月の場合
➤５月２４日（金曜日）までに書類一式を提出し、５月３１日（金曜日）までに６月からの来庁相談予約の連絡を行う必要があります。
・管理者・サービス管理責任者に就任予定の方は、来訪相談及び後述する現地確認時に必ず出席し対応をお願いいたします。

《指定申請書の来訪相談》

・来訪予定日の３営業日前までに指定申請書を郵送でご提出ください。
・指定申請書類について確認及びご修正いただきたい内容を説明し、付箋やコメントを付した指定申請書をお返しします。

◆ 指定申請書類について
「東京都障害者サービス情報」→「書式ライブラリー」→「A【日中系サービス・障害者支援施設】指定申請書・変更届等」よりサービス種別ごとにダウンロードして作成してください。

※**「東京都障害者サービス情報」**は下記 URL からご参照ください。
https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/

◆ 受理及び審査について
申請書類等は正副２部作成し、正本は都に提出、副本は事業所で保管してください。申請書に不備があった場合には、再度提出をお願いする場合があります。
また、申請書類の提出後は、原則差し替えは認められません。差し替え事由が生じた場合は、速やかにご連絡をお願いいたします。差し替えの時期と内容によっては、指定が延期になる場合があります。

◆ 現地確認について
指定前（概ね指定前月の中旬以降）に現地確認を行います。現地確認日までに、改修工事や机等の備品の納入も完了させ、利用者の受入れに際して必要な体制の確保を行ってください。なお、現地確認により、指定基準等を満たしていないことが判明した場合、内容によっては予定していた日に指定が出来ないこともありますので、ご留意ください。

◆　指定

審査の結果、基準を満たしている事業所は、各月の１日付で指定します。指定通知書を指定予定日前に事業所所在地に発送します。指定通知書の再発行はできませんので、大切に保管してください。

◆　指定後における留意事項

◎　変更届について

申請の内容から変更が生じた場合には、変更後１０日以内（加算に関する変更届は算定月の前月の１５日まで）に変更届出書をご提出ください。（変更届出が必要な事項については、「東京都障害者サービス情報」→「書式ライブラリー」→「A【日中系サービス・障害者支援施設】指定申請書・変更届等」よりご確認ください。）

変更内容が「事業所（施設）の所在地」「従たる事業所・出張所の追加」、「事業所（施設）の平面図及び設備の概要」「定員変更」の場合には、事前に福祉保健財団の担当部署にご相談ください。

◎　集団指導及び実地検査にご協力ください

指定後には、法令順守と事業者の育成を目指して、集団指導及び実地検査（障害者総合支援法第１１条及び第４８条に基づく実地検査）を行っています。

集団指導は、法令・基準等の周知、過去の指導検査における指摘事項や、その他必要な事項等についての説明を、講習形式で行うものです。

実地検査は、事業所に出向き、関係する帳簿や書類を確認するものです。

なお、集団指導・実地検査は指導監査部が行っています。

◎　各種調査にご協力ください

実績調査等の調査依頼がありましたら、ご協力をお願いいたします。

◎　メールについて

東京都からのお知らせはメールでお送りしています。報酬・加算等の重要な通知も含まれるため、メールは頻繁に確認してください。

また、メールアドレスの変更があった場合は速やかにご連絡ください。

●療養介護、施設入所支援の指定申請について
→福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課障害者支援施設担当
電話　（０３）５　３２０－４１５６

●生活介護、自立訓練（生活訓練・機能訓練）の指定申請について
→東京都福祉保健財団事業者支援部障害福祉事業者指定室　施設担当
電話　（０３）６３０２－０３１３

●就労移行支援、就労継続支援Ａ型・Ｂ型の指定申請について
→東京都福祉保健財団事業者支援部障害福祉事業者指定室　就労担当
電話　（０３）６３０２－０３０８